

総務文教常任委員会

平成24年6月22日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成24年6月22日（金） 午前9時30分 開会
午前11時12分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 朝岡 佐一郎
副委員長 辻村 美智子
委員 中川 佳三
" 春木 孝祐
" 藤井本 浩
" 阿古 和彦

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 西川 弥三郎
議員 岡本 吉司
" 吉村 優子
" 白石 栄一

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和弥
副市長 杉岡 富美雄
教育長 大西 正親
企画部長 田中 茂博
企画政策課長 和田 正彦
総務部長 河合 良則
総務財政課長 山本 眞義
" 主幹 安川 誠
税務課長 西村 圭代子
" 補佐 吉村 雅央
生活安全課長 菊江 博友
" 補佐 門口 昌義
教育部長 中嶋 正英
教育総務課長 西川 信明
" 補佐 高津 和司

学校給食センター所長	松田和男
消防長	岩井利光
消防本部次長	高橋正博
総務課長	中田勝則
消防指令課長	河井章

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川育子
書記	西川雅大

7. 付議調査案件

議第32号 葛城市税条例の一部を改正することについて

議第34号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校北中棟地震補強・大規模改造工事及び北棟大規模改造工事）

議第35号 工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事）

議第36号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件1 葛城市学校給食センターについて

調査案件2 新庄小学校附属幼稚園の建替えについて

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

18日の本会議招集日開会以来、きのうおとといと一般質問も終わりました、連日早朝から委員全員の皆さん方には何かとお忙しい中、またお疲れのところ、全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

台風4号から熱帯低気圧に変わって、相当な雨量がきのうからきょう未明にかけて、この本市にもかなり降水量が降りまして、心配しておりました被害等も朝から聞き申しますと、特にないということございまして、安堵をいたしておりますけれども、皆様方の地域、また市内各地でまだまだかなりの降水量で地盤の緩み等がございます。そんな中で、きょうは6月議会に付託をされました案件について、慎重にご審査を願いたい、このような思いでございます。どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

委員外議員の出席がございますので、ご紹介したいと思います。岡本議員、白石議員、吉村議員でございます。

一般の傍聴の申し出が1名あります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 発言される場合は挙手をいただいて、指名をいたします。必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立をいただいて、発言をされますようお願いをいたしたい。また、携帯電話をお持ちの方についてはマナーモード、または電源を切っていただけるようご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託をされました付議事件の議事に入りたいと思います。

まず最初に、議第32号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

はい、河合総務部長。

河合総務部長 おはようございます。

それでは、ただいま上程になっております議第32号、葛城市税条例の一部を改正する条例につきましてのご説明を申し上げたいと思います。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容でございますけれども、個人住民税におけます年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、年金等に係ります扶養親族等申告書に寡婦控除を受けようとする旨の記載があれば、市町村への申告書の提出を不要とするという改正が1点ございます。

また、固定資産税のうち償却資産につきまして、地方決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例というものでございますが、これが創設されたことによります改正でございます。今回、対象となる償却資産でございますが、下水道除害施設及び雨水貯留浸透施設の2種類でございます。現行の特例率を標準といたしまして、一定の範囲内で、市町村の条例において定めるという改正でございます。

最初の改正規定につきましては、平成26年1月1日からの施行でございます。また、2つ目の改正規定につきましては、平成24年4月1日以降に取得される除害施設及び雨水貯留浸透施設に対して課すべき平成25年度分の固定資産税について適用するというものでございます。

それでは、お手元に配付をいたしております新旧対照表に基づきまして、各条文ごとにご説明を申し上げたいと思います。

左側が改正前でございます。また、右側につきましては、改正後となっておりますのでございまして、赤字のところは改正部分ということになっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

最初に、1ページの上段でございます。葛城市税条例第36条の2、市民税の申告でございますが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者は寡婦控除の適用を受けようとする場合は市町村への申告書を提出する必要があるわけでございますが、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、年金等に係る扶養親族等申告書に寡婦控除を受けようとする旨の記載があれば、市町村への申告書の提出を不要とするための改正となっております。

次に、1ページの下段から2ページの上段にかけてでございます。附則第10条の法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合に係る規定でございます。

平成24年度の税制改正で創設されました地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例と言われておりますものでございますが、今回、新規に制度が創設されたわけございまして、対象となります施設につきましては、下水道法第12条に規定いたします除害施設及び特定都市河川浸水被害対策法第10条に規定いたします雨水貯留浸透施設を設置した場合の課税標準額につきまして、除害施設につきましては、現行の4分の3とする特例があるわけでございますけれども、この特例率を市町村の条例におきまして、4分の3を参酌して、3分の2以上、6分の5以下の範囲内で定める割合とすることができるという改正となっております。また、雨水貯留浸透施設につきましては、現行の3分の2とする特例でございますが、この特例率は3分の2を参酌して、2分の1以上、6分の5以下の範囲内で定める割合とすることができるように改正をされたことに伴いまして、それぞれ標準的な特例率を採用いたしまして、条例におきまして、下水道法にいます除害施設につきましては4分の3、雨水貯留浸透施設につきましては3分の2と定めるものでございます。

本市における実態でございますけれども、下水道の除害施設につきましては、設置された場合は下水道課の方に届け出をするということになっておりますのでございまして、現在、把握いたしておりますのは2件あるわけでございますが、しかしながら、特例率を用いての償却資産としての申告書の提出はございません。また、雨水貯留の浸透施設につきましては、

対象資産は市内にはないということでございます。

次に、3ページでございます。附則第1条でございますが、施行期日は公布の日となっております。また、第36条の2第1項ただし書きの規定につきましては、平成26年1月1日から施行するとなっております。また、附則第2条では個人住民税の適用に係る経過措置を規定をいたしているところでございます。また、附則第3条第1項では償却資産のうち下水道の除害施設についての適用に係る経過措置、また第2項におきましては、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、設置された雨水貯留浸透施設についての適用に係る経過措置を規定をいたしておるところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

はい、春木委員。

春木委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、一つは2つの施設について、申告のときにごうだというお話でございましたけど、施設そのものについて、非常に葛城市でも少ない、あるいはないということで、下水道除害施設というのはどういう施設なのか、あるいはまた、葛城市にはないということでしたでしょうけども、雨水浸透施設ですか、災害の方にかかわってという、雨水貯留施設ですね。どういうものなのか、ちょっと教えていただきたい。

朝岡委員長 はい、西村課長。

西村税務課長 今の質問なんですけれども、除害施設にはp h調整槽、酸性またはアルカリ性の排水に薬品を添加してp hを中性に近い水にするための槽と、もう一つが加圧油状分離装置、油脂や浮遊物質に微細気泡を吸着させて、水より軽くして、浮上に分離させる、除去する装置の2つです。

もう一つの特定都市河川の方なんですけど、これは特定都市河川の認定を受けたので、平成23年10月現在では特定都市河川というのは6つしかないもので、一応、うちの方では該当がないということなんですけど。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 ありがとうございます。最初の方の下水道の関係のあれは下水道に放流される水に有害物質が入らないようにと、そういう施設ですね。昔、p hの調整をしておりましたので、わかりました。油というのは、やっぱりガソリンスタンドとか、そういった油の地下水を汚染したりとかいろいろする、そういう関係だったろうというふうに理解をいたしました。

雨水の方はかなり大きな特定の河川、災害のときにいろいろ起こってくる、そういう河川を特に対象にして、特定されているんだろうというふうに理解をいたしました。

どうもありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案の採決をいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。議第34号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校北中棟地震補強・大規模改造工事及び北棟大規模改造工事）及び議第35号、工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事）のこの2議案について、一括議題・一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をすることに決定させていただきます。

それでは、議第34号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校北中棟地震補強・大規模改造工事及び北棟大規模改造工事）及び議第35号、工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事）の2議案についてを一括議題といたします。

それでは、本2議案の提案者の内容説明を求めます。

はい、中嶋部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。

ただいま議題となりました議第34号及び議第35号の2議案につきまして、一括して、提案理由を説明申し上げます。

まず最初に、議第34号でございます。工事請負契約の締結につきましては、葛城市立新庄小学校北中棟地震補強・大規模改造工事及び北棟大規模改造工事についてでございます。

本工事につきましては、新市建設計画に基づき、進めておりますが、市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の新庄小学校校舎につきましては、耐震診断調査をしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になり、地震補強工事、大規模改造工事を行おうとするものでございます。校舎の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造、2階建てで、延べ床面積は1,867平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成24年5月30日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、株式会社奥村組が落札いたしましたので、契約金額1億7,076万7,800円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第35号、工事請負契約の締結についてでございます。葛城市立磐城小学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事についてでございます。

本工事につきましては、新市建設計画に基づき、進めておりますが、市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の磐城小学校屋内運動場につきましては、耐震診断調査をしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になり、地震補強工事、大規模改造工事をしようとするものでございます。屋内運動場の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造、2階建てで、延べ床面積は1,205平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成24年5月30日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、株式会社森組が落札しましたので、契約金額1億3,631万7,300円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本2議案に対する質疑に入ります。

お手元に契約書並びに設計図をお配りいたしておりますので、ご参照の上、質疑をお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。

はい、春木委員。

春木委員 今、ご提案をいただいた、まず議第34号ですね、新庄小学校にかかわる件なんですけれども、この北中棟と、それから北棟、工事の中身は北棟は大規模工事だけになっているんですけれども、先ほどのご提案では、新市建設計画でこの耐震補強をやっていると、そういう流れの中でというご説明しかなかったわけなんですけれども、前に質問させてもらうときにいただいた資料を見てみますと、新庄小学校の北棟というのは改修不要と、つまりI s値が0.85、q値が1.10ということで、両方ともI s値については、0.6以上はそんなに危険はあんまりないんだと。それから、q値の1を目標にやっていくんだということで、1以上ですので、その2つの判断から、そういう判断がなされているところだと思うんです。これが一緒に今回、この北中棟というのは確かに先ほどのI s値で言えば0.57、それから、q値で言えば1.17ということで、0.57というのは3つのランクでいくと、中ほどのランクだということで、確かに耐震補強をする必要があると、こういうことになるわけなんですけれども、それは一体どういうことでこうなっているのかということと、お聞かせ願いたいと思います。

朝岡委員長 はい、西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしく申し上げます。

新庄小学校の北中棟と北棟の件でございます。おっしゃるとおり、北中棟につきましては0.57ですので、大規模改修工事ということで、新市建設計画に入っておりますが、北棟につきましては0.85ということで、委員がおっしゃるとおり、大規模改造工事のみを行う工事でございます。新庄小学校を改修するに当たり、この棟を一緒にすることが合理的であるという考え方と、それで、新市建設計画に当初からこの大規模改造工事の部分についても入っておりましたので、今回一緒に上げさせてもらったと、今回、一緒に工事を行うということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 今、ご説明いただいたんですけども、全体の、私自身もこれ、やっぱり、耐震性というのは非常に重大だという流れの中で、耐震診断もやり、また今、幼稚園もランクに応じて、診断そのものやっいてこうという、つまり、かなり重点を置いたやり方で、先日の一般質問の中でも明らかになったように葛城市は非常に県下でも、優秀にその工事を進めているんだという評価をされたところなんで、そういう頭しかなかったもんですから、まさかそれ以外に改造を必要とする工事も一緒にやっておられるもんだというふうには夢にも思うてなかったもんですから、十分、そのあたりのことはちょっと不思議に思う。よほど、その合理性といますか、確かに今、いただいた資料で建物の位置を見ますと、一緒になっているということ自身はそうなっているわけですけども、かなり積極的な理由がないと、やっぱり、順位からいくと、100%になっていないわけですから、もう少し積極的なご説明をいただきたいと、こういうふうに思って、質問をさせていただいたわけでありまして。予算のときなんかにも、審議されているかなと思うてたんですけども、少なくとも、総務文教常任委員会なんかでも、そういうお話はなかったような気がしますし、もうちょっと何とかご説明を願います。

朝岡委員長 はい、西川課長。

西川教育総務課長 当初の新市建設計画の中で、平成26年度までの新市建設計画の中の大規模改造工事にこの部分も入っておりました。平成25年度で耐震補強工事を終了しまして、平成26年度までの新市建設計画で、平成26年度は大規模改造工事という形になっておりますけども、今までの工事で、耐震工事につきましても、全部改造工事をやっておりますので、この部分の計画の中で、今回の北棟の方も大規模改造工事を一緒に行っていくということでございます。

この北棟につきましても、老朽化が激しいという部分を学校の方で調査させてもらって、その部分で、一緒に行うということで、行わさせてもらっている部分でございます。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 今、資料もいただいておりますので、ちょっと、今のご説明では、新市建設計画の中にこの北棟の改造工事が入っているというお話ですから、間違いはないと思うんですけども、それ以外にも、じゃ具体的に学校名を挙げて、新市建設計画にどれぐらい挙がって、その今まで耐震補強をやるときに、当然、大改造もやっておられます。それは今までもたくさん事例がある、理解ができますので。だから、その新市建設計画にのせるときに、既に改造しなきゃいけないということを、そういう改造しなきゃいけないことがあるというのがほかにもなくて、もう大体ここまで来ているんだということがあれば、せっかく耐震補強をやるんだから、この改造工事もやっいてしまおうという、そういう流れなら、それなりに理解ができるわけですし、どういう改造が急がれているのかということもせっかく図面もあるわけですから、その辺を少し我々にわかりやすくご説明をいただきたいなど。

朝岡委員長 新庄小学校のこの北棟の工事のですね。

春木委員 そうです。

朝岡委員長 それとあわせてやるメリットのようなことも少し詳細にお願いしたいと思います。

はい、西川課長。

西川教育総務課長 学校の耐震工事でございますけれども、新庄小学校につきましては、これは平成

17年度から新市建設計画を立てております。新庄小学校につきましては、南棟が平成17年度、平成23年度に南中棟の教室の大規模改修工事と地震補強工事、ほんで、平成25年につきましても、渡り廊下の改修工事となっております。その他、大規模改修工事だけといいますと、忍海小学校は改築が終わっておりますけれども、これにつきましても、忍海小学校も平成25年度に大規模改修工事となっております。だから、新庄北小学校につきましては、平成18年度に地震補強と大規模改修工事が終了をしております。磐城小学校につきましては、中管理教室棟が平成17年度に地震補強と大規模改修を終了しております。平成23年度に北中棟の地震補強と大規模改修の終了でございます。それから、平成24年度に、今年、屋内運動場の地震補強と大規模改修工事となっております。當麻小学校につきましては、平成21年度に北教室棟を地震補強と大規模改修工事、屋内運動場を平成22年度に地震補強と大規模改修工事、それで、南管理教室棟、これは平成26年度に大規模改修工事のみの工事となっております。白鳳中学校につきましては、北教室棟を平成18年度に地震補強とともに大規模改修工事、北教室棟を地震補強とともに大規模改修工事、柔剣道場が平成20年度に新築工事、それから、平成25年度に地震補強と大規模改修工事となっております。

(発言する者あり)

朝岡委員長 はい、大西教育長。

大西教育長 市内小学校、中学校7校につきましては、新市建設計画にのりまして、耐震工事、それから老朽化した棟がございますので、耐震診断によって、その補強は必要ないけれども、老朽化に伴いまして、改修工事が必要ということがございますので、それは平成26年度までに各校の耐震工事にあわせて、老朽化した施設につきましては、改修工事をやる棟があるという計画で今、進めておるところでございます。今年度の新庄小学校につきましては、その計画にのっとりまして、北中棟につきましては、耐震工事と改修工事、大規模改修、そして、北棟につきましては、改修工事を老朽化に伴いましてするという計画で進めておるところでございます。あと平成24年、平成26年度につきましても、残された学校にまだ耐震工事じゃなくて、改修工事のみの棟もございますので、それは計画に従って、平成26年度、ただし、平成25年度で耐震工事につきましては全て終わると、こういう計画で進めさせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 よろしいですか。

春木委員 はい、結構です。

朝岡委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

はい、春木委員。

春木委員 今の新庄のこの件なんですけども、先ほど課長の説明の中にも出てきたんですが、平成23年度には南中棟をやっておられますね。その資料を見てみますと、平成23年5月26日入札日となっております。そして、予定価格が8,470万円ということで、入札方法は指名競争入札ということで、そして、最低制限価格7,198万9,000円ということで公表されて、応札に応

じられた業者は9業者が、1業者が辞退されておりますので、実際は8業者が同じ額で応募されて、くじによって、鍛冶田工務店に落札されていると、こういう中身を持っています。

額が1億円以下ということで、そういう指名競争入札ということになったと思うんですけど。今回、提案されている工事は1億円以上ですしということで、この総合評価方式の入札ということで、3社しかといいますか、具体的には森組、それから、鍛冶田工務店、奥村組と、この3社しか、残念ながら、応札されていないんですけども、やはり、数がうんと少なくなっているというのはある意味、競争性を高めていくという点では若干、できるだけ、やっぱりこれを多くしていかなきゃならないと思うんですけども、その辺はどういう流れでこうなっていくのかというご説明を少しいただきたいということが1つです。

それと、次の案件の中でも総合評価方式をとられているんですが、平成23年度と平成24年度では若干中身が十分読み切れていないんですけども、ちょっと見た限りでも、中身とか、点数の配点の仕方とか、変わっております。より改善していこうということで、変えられていると思うんですけども、その点について、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

朝岡委員長 はい、総務部長。

河合総務部長 平成23年度の新庄小学校の南中棟の9業者によりまして、指名競争入札を実施をいたしておるところでございます、これにつきましては、一応、市の方で指名基準、入札の指名基準というのがあるわけでございます、そこにかかわりまして、今現在の指名基準と申しますのは、1億円以上の部分につきましては、いわゆる一般競争入札を実施いたしておるところでございます。また、1億円以下の部分につきましては指名競争入札と、こうなっておるところでございます。そういうことの中で、指名競争入札にする場合におきましては、業者選定委員会におきまして、業者指名をするわけでございますけれども、一般競争入札につきましては、あくまでもそれに、うちの方で条件を提示いたしまして、それにかかわった業者が応札、それに参加してくるというような形でございますので、その点におきまして、業者数の差が、差異というようなことでございます。

それと、もう1点の総合評価の技術の評価点のことについてでございますけれども、これにつきましては、総合評価方式を採用いたしておるところでございますけれども、事実、この総合評価方式におきましては、いわゆる簡易型、総合評価方式の簡易型というものを採用いたしておるところでございます。簡易型と申しますのは、あくまでもその施工計画、いわゆる技術提案に基づくものでございます。それと、いわゆる企業実績による場合とこの2項目に分けて、点数を見ていくわけございまして、それが結果的に、入札額との、入札額というのは分母になるわけでございますけれども、その評価点を分子といたしまして、その点数をもって、点数の高いものが、落札者と、こういうふうに決定をいたしていくというようなことでございます。

その中で、技術提案につきましては、その内容等につきまして、その工事のする箇所、それとか工事の内容等によりまして、その学校の場合でしたら、学校のその状況いかにによりまして、また施工の内容等によりまして、その提案内容を変えておるところございまして、そういうようなことの中で、同種の建築工事を行う場合であったといたしましても、内容が

その箇所によりまして、変わってくるというようなことで、結果的には、評価点が変わってくるというような、そういう総合評価の方法をとっているというのが現状でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 平成23年度と平成24年度で、私が見させていただき限り、もう変わっているんです。例えば、大きな項目でいいますと、今の見ている基準では施工計画ということと、それから企業の施工実績等と、大きくは2つに分かれていて、その施工計画というのが平成23年度では、ちょっととんちんかんなことになるかもわかりませんが、安全管理と施工管理というふうになっていたのが、平成24年度では安全管理というのは同じなんですけども、施工管理のところが品質管理というふうに変わっているんです。もちろん、その横に審査内容ということがあって、その名前に応じた項目、だから、具体的には変わっているわけですね。だから、そこは大きく変わっている点だろう。

それから、点数が施工計画のところ、平成23年度の場合。平成23年度は点数でいいますと、先ほど申しました安全管理のところは一番いいところで4点と、次が2点、そして零点と、こういうランク分けをされていて、ランク分けというのは、こういう場合は4点だということで、基準が文章で表現されているんですけど、それはちょっと省略させていただきますけども、ということになっています。

施工管理の方、新しいところでは、一番いいのが3点となっているんですけど、それは1提案当たり3点。つまり、これから推察すると、ちょっと中身を読んでみますと、この現地条件、これは平成24年度ですけども、現地条件などを踏まえ、安全管理が的確に図られ、すぐれた工夫、かつその具体的な根拠及び効果が見られると、これがAになっているんですね。それは1提案当たり3点ということですから、その前の大きな項目を見ますと、提案は評価項目につき最大2提案まで可能だと、3提案以上はもうだめだと、こういうふうになっているんですけども。ですから、提案が2つ項目でできるんだらうと、こう思うんですけども、それは1提案当たり3点だと。次のランクになると、1.5点になるということになっています。その名前は変わりましたが、その配点の方式は施工管理も、それから品質管理も項目と中身は変わっていますが、配点方式は平成24年度では今、申し上げた形になって、平成23年度では単に4点、2点というふうになっているということです。だから、提案の受け方もちょっと若干違うし、先ほど、河合部長の話で、評価点を審査する側もいろいろと観点を変えて、中身も変えておられるということはどうかがえたんですけども、その辺のことをちょっと更にお聞きをしたいんです。

そして、ついではですから、提案されている2提案のその評価、その結果、いわゆる技術点として点数がつけられて、先ほどご説明のあった入札価格との兼ね合いで順位が決まって、落札が決まると、こういう流れになっているわけですけども、新庄小学校の場合は森組、鍛冶田工務店、奥村組、この3社が加わられたということで、技術点のところで行くと、今、申し上げた評価のところ、加算点というものが施工計画とそれぞれ、ついているんですけども、例えば、施工計画のところで行くと、森組は6点、鍛冶田工務店も6点、それから奥

村組が7.5点と、そして、企業の施工実績等でいきますと、これはいろんな意味で、企業によっても決まっているもんだと思うわけですが、森組が8.0、鍛冶田工務店が5.0、奥村組が7.0と、こういうことで加算点としては森組は足して14点と、鍛冶田工務店が11点、奥村組が14.5ということで、技術評価点としては、トータルとして奥村組が114.5ということで、一番いい成績になると、こういうことになるわけですね。

もう一個の磐城小学校の方は、やっぱり同じ3社が応札されているんですけども、森組の方は施工が6点、それから鍛冶田工務店が1.5と、奥村組が6点、企業の施工実績からいくと、森組が8点、鍛冶田工務店が5点、奥村組が7点と、合計として、森組が14点、鍛冶田工務店が6.5、奥村組が13.0と、こういうことで、森組が114点ということで、トップになっていると、こういう結果としては評価をされておると、こういうことになっているわけですね。ですから、非常にこの総合評価方式を加味した入札になりますと、この実績がもちろん、基本的には物を言うということで、しっかりした業績評価がされたところはもともとから点数が高いということが1つあるわけですし、そして、微細ながら、やはり技術評価点がきいてくると、こういうことになっているので、冒頭、説明を求めました技術評価をする場合のやり方についての平成23年度と平成24年度を変えられたと、その積極的な面のご説明をいただきたいというふうに思うわけです。それと、説明が可能なら、その点数を評価されていく評価側のこの、ちょっとわからないんですけど、どういう感じでされていってるのかというのがわかれば、お願いしたいです。

朝岡委員長 はい、副市长。

杉岡副市长 より競争性を高めるために、また品質の保証という観点から総合評価方式を採用し、請負入札をさせていただいておるわけでございます。しかし、この中で1つ盲点になりますのは、同じ業者が同じ評価点で同じ内容で応札をいたしますと、1つの提案がそのまま全てが通ってしまって、全てが独占されるという部分が出てまいります。また、それぞれ評価点数自身を公表させていただくわけでございますけれども、本来ならば、実績というのが1つの会社が持ち得る今までの経緯と、それから会社の規模等々が入るわけでございます。しかし、施工管理、また施工計画におきましては、言いましたように、安全管理とか施工管理、品質管理によりまして、その工事の、先ほど部長が申しましたように、特徴、自身を踏まえまして、このここで我々が求めるのは何かという部分をこの評価の中に配点を変えたり、また求めるべき項目を変えたりして、工事ごとにこれを変えていく、それが談合防止につながるという見地から、そういう方向に毎年毎年、今回、求めるのは何かという部分を、私ども、私を始め、総務部長、それから施工をしております担当部長、担当課長、補佐も含めました審査委員会等も設置いたしております。その審査委員会の中の取り決めさせていただきました部分と、それから専門的な見地、これはやっぱり専門家の意見を参酌する、いわゆる県に対しまして、我々の考え方自身が整合性を持っておるかどうかという部分、専門家の意見を聴取いたしまして、決定をさせていただきまして、その都度その都度、会議をもちまして、決定させていただいた結果、こういう結果に、その都度その都度、評価項目も点数も変わってくるということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 もう少し教えていただきたいのと、確認をしたいといひますか、要するにこちらとして、例えば、今回2件が上がっているわけですけど、新庄小学校と磐城小学校、もちろん、場所も違うし、いろんな状況が違いますね。同じ耐震補強といっても、程度にもよります。ですから、この工事については、こういう提案をいただきたいんだというのをあらかじめ市として、しっかり持っておられるということですね。それに対して、受けた提案がどれぐらいに相当するのかと。そして、しかも、そのことについては、県の方で技術的に専門家もいてる、県の方に若干、意見といひますか、問い合わせも、言葉が正しいかどうかわかりませんが、意見を参酌して、最後、決定されると、こういう理解でよろしいんですね。じゃ、それはわかりました。

もう一つ、競争性を高めるというお話がちょっとあったと思うんですけども、やっぱり競争性、今、制限価格を公表するかどうかはちょっと置きまして、競争性を高める根本はやっぱり業者がどれだけ参加されるかということだと思ひますね。それはこちらで、指名競争の場合はできるけども、1億円を超える、今の入札では、要するに公表はするけども、業者を指名しないわけですから、業者側のその時々的情勢で応じられる業者の数で決まってくると、こういう理解をするんですけども。しかし、一定の何らかのやっぱり努力を払っていくということも、やっぱり必要じゃないのかなと思ひますよ。そんな努力はないのか、あるのかわかりませんが、私はそういうふうと思ひますけど、要するに、簡単に言えば、3社の、今回の場合は鍛冶田工務店の場合は制限価格を超える額で応札されたり、ちょっとどうにかしていいかわからないような形で、応じられているんですけども。とにかくそういう、やっぱり、たくさん応募されていくという、やっぱり応募は多いほど、提案だって、もちろん、中身として優秀な提案を持っている企業は応札されるということが生まれてくるというふうに一般的には思えるわけですから、私は一定のそういうものが要るのではないかと。

それから、もう一つは、私が思うには、基礎点が、やっぱり企業実績というのは重く見られるので、どうしてもそこが高いところが、今の場合でいっても、もう森組と、それから奥村組は同じ業績の評価の基礎点があるんですけど、だけども、鍛冶田工務店はもともとから低い評価しか、現在のところは持っておられないわけですから、実績の評価の点ですよ。ですから、それはやっぱりきいてくるわけですから、そのあたりはやっぱり実績というものをどう評価するかということにも少し考慮は要るんじゃないかなと。つまり、もうもともと差がものすごいあるところは、もう簡単に言ったら、1億円以上の工事をやるためには、もうこれぐらいのレベル、実績がある、しっかりしたもう会社しかなかかなか難しいんだという仕切りを設けていることになっているんじゃないかと、こんなふうにも思ひますから。しかも、最低制限価格を公表するということになってくると、もう入札価格そのもので競争性を問うということはできないわけですから、今度は、総合評価方式でやると。しかも、総合評価方式の基礎点というのが、会社の格によって、実績によって、差がもともとついていると、こんなことになってくると、それは業者の方はわかるわけですから、とてもやないけど、太

刀打ちできんというようなことで、もう入札に行ってもしょうがないと、こんな感じになって、なかったら、後で言っていたらいいわけですけど、そう思うわけですよ。思うのは勝手なんですけど、要は結論で言えば、3社で、2つの件が決まっているんだと、このことについて、どういうふうに思われているのか、お聞きをしたい、こういうことです。

朝岡委員長 はい、副市長。

杉岡副市長 葛城市に対しまして、指名の応募をいただいております方に関しまして、やっぱり公共事業でございますので、県が持っております経審ですね、ある一定の規模、まず、技術水準を持った県の経審自身が今、1,000点以上の工事に、やっぱり公共工事としてですね、これだけ1億円を超える部分につきましては、実績のある業者をとという足切りがあります。それはやっぱり重要なことだというふうに考えます。そして、指名競争の願いを出していただいている方は誰でもここに参加をいただくために、一般競争入札、あえて指名をしなくて、それぞれ意欲のある会社自身の参加を促すために、一般競争入札にさせていただいております。これはもう自治法に載っておりますとおり、まず、一般競争入札があるべきであろうというふうなことです。そうさせていただいているわけでございます。

第2点目、いや、そしたら、もう実績のある会社の規模で決まってくるんだろうなというふうなご発言があったわけでございますが、これを見ていただきましたら、わかりますように、それぞれ実績につきましては、全体の中での8点ということです。その中で施工計画、いわゆる施工工事に対しまして、我々の求めます安全管理、品質管理、施工管理も含めまして、その会社はこの工事に対しましては、これだけのものを提案してきたという、その会社に対する、その工事に対しまして、提案力がそれぞれその会社の実績を上回る12点の配分をさせていただいてまして、会社の規模も一定の規模としては、これは重要なファクターであるわけなんですけれども、やはり、工事に対しまして、会社の熱意、対応力、それがそれを上回るだけの点数配分させていただいているというのも現実でございます。

しかし、それで、いろんな工夫をいただきまして、それぞれ提案を事細かくいただいております現状でございます。それも、我々自身が逐次、この提案はやっぱり重要であろうという部分で、配点をさせていただき、その配点の点数の付与につきましても、やはり、これはこの制度の中では専門の意見を聴取するということになっておりますので、担当自身が2回ないし3回、県に出向きまして、ある一定の期間をとっていただきまして、その配点、採点自身が正しいか、整合性のあるものかというものも検証を受けまして、その配点を付与した部分でございます。以上でございます。したがって、この入札につきましては、適正な入札、正常な入札の結果だと、このように評価いたしておるわけでございます。

以上でございます。

春木委員 質問に答えてもらっていないんですけど。

朝岡委員長 行政に対して、今回のこの入札のあり方ということで、いわゆるこの技術点の件について、質疑をしていただくのは全然構わないんですけども、その質疑をご自身の中で、企業名を出して、ご自身の判断をそこに加えながら、質疑をするというのはちょっと、民間企業に対して、どうなのかなという気がします。ですから、質疑の内容も少し的確にさせていただい

て、やはり、ご自身の思いを、民間企業の今の今回の評価に対して、少しご意見を言われるというのはどうなのかなという気がするんですが。

春木委員 ちょっといいですか。

朝岡委員長 どうぞ、春木委員。

春木委員 済みません。ごめんなさい。今、僕がいただいている資料、これは、要するに行政に請求して入手した資料ということで、公表してもいいんだということで、もらっているんで、今の技術評価点の内訳表というものに基づいて発言を、企業名を挙げて、発言をさせてもらったと。

今、副市長、最初に、忘れない間に言いますけど、私が質問したのは、競争性を高めるという観点から、1億円以上の今のこのやり方では3社しか結果的に2つの提案されている議案ではなかったと、これでいいのか。

(発言する者あり)

春木委員 ということで、お聞きしたんですけど、回答は違う観点から。

(発言する者あり)

春木委員 いえいえ、こういう3社でしかなかったと、そういうことについて、どうお考えなのか。

答弁として抜けているので、答えてくださいということをもう忘れない間に言っておきます。

それに基づいてというのが、どの趣旨で言ったのかということ、要するに企業の実績というところは基礎的に施工計画の部分と企業の実績という部分に大きく分かれて、そして、トータルとして、例えば、新しい、平成24年度では満点が20点満点だったかな。満点が20点満点になっていて、施工計画のところは2つの項目、品質管理と安全管理に分かれていて、品質管理で、特に両方足して、最高点がとにかく6点なんだと、だから、20引く6、14点は実績にかかわる部分で決まると。

(「違いますよ」の声あり)

春木委員 違いますか。それ、間違っていたら、訂正してください。

この企業の実績という点が20点の中で、かなりの部分を占めているので、それはもう業者はみずからの評価されている点というのは入札に参加する中で、分かってくるわけですから、細かく書かれているしね。だから、こういう方式だったら、基礎点が低い企業はなかなか入札する意欲が湧いてこないんじゃないかと、こういうふうになんて今言ったわけです。それが具合が悪かったら、また訂正させていただきます。

朝岡委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時39分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、答弁を願いたいと思います。

はい、副市長。

杉岡副市長 応札した業者が3社だけであったと、その結果の評価ということでの答弁の中で、先ほ

ど申しましたように、本来ならば、指名して、今まで指名競争入札というふうなことで、市が指名した業者の数だけということ限定しておりましたのを一般競争にすることによりまして、より競争性が増し、だれでもが参加できる、一定の規模の会社以上の部分につきましては、だれでもが参加できる、うちに指名願を出していただいている方でしたら、参加の機会を与えるということで、一般競争にした結果が3社であった。そのことの部分につきましては、それぞれ会社の事情があるわけございまして、私どもはその事情につきましては、いかんせん評価すべき立場ではないだろう。ただ、もっと多くの方が参加していただけるようになればいいという希望的な思いを持っております。

それと、評点の配分のことでございます。もうちょっとうまく説明したらよかったわけなんですけれども、その今、お持ちの資料自身がそこにも書いてございますように、業績の今までの施工の実績等、いわゆる会社が持ち合わせしております、今までの実績の配分が合計が8点、20点のうち8点、それから、先ほど申しておりますように、その工事に対します自分の安全管理に対します会社の姿勢、または品質管理に対します姿勢、または施工管理に対します会社の意気込み、それをいろいろ提案していただいて、その工事にかかる会社の思いを、いわゆる技術力ですね、それを提案していただく部分につきましては、実績を上回る12点の配分をしております。したがって、もう会社の規模だけでは、この落札の決め手にはならない、いわゆるあくまでも、技術に対します評点自身が重要な位置をつけている配分にさせていただいている、こういうことでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 春木委員、それでよろしいですか。

春木委員 結構です。はい。

朝岡委員長 それでは、ほかに。

はい、阿古委員。

阿古委員 ちょっと関連になるんですけど、自分の理解の仕方として、整理しておきたいもので、まず、これは設計事務所に2カ所入ってますよね。入っている中で、設計図を引かれますね。それが最終的には仕様書には、当初の多分、仕様書になるんでしょうけども、それに基づいて、ある一定の見積価格とか基準価格が設定されますね。それで、各社に応札をさすわけですね。応札するに当たっては、事前にその仕様書を渡すわけですから、その中で、それ、仕様書とは違った技術提案をしてくるということですね。そうしますと、その技術提案の評価するところですね。どういう具合に評価するのか、これはかなり難しい、専門的な分野ですから、それはどういうシステムで評価されるんですか。今、ちらっと言うてた、県と相談してとか、いろいろ言うたるわけやけども、具体的にはどういう手続をとられるのか。

朝岡委員長 はい、副市長。

杉岡副市長 総合評価自身につきましては、会議を重ねまして、これまで、7件か8件、この総合評価方式に対する配点をやっておるというのが現状でございます。今、阿古委員がおっしゃいましたように、内容につきましては、非常に専門的な言葉を使われまして、これは何を言っているのかなというふうなことは理解できん部分もございます。私自身もその中に入らせて

いただきまして、つぶさに内容を検討しておるわけですが、やはり、県の専門家の知識、その意見を聞かせていただく中で、初めて理解できる部分もございます。したがって、我々はこう思うてるねんけども、いや、県の専門家の意見ではこれやというふうなことの中で、最終、決まってくる部分がございます。したがって、ふなれな、私どもふなれな部分があるわけなんですけれども、こと、この耐震化に係りましては、それぞれ専門と申しますか、今まで何回も何回も経験をしております担当の職員自身はかわっておりませんので、その辺の意見も重要に、参考にさせていただきながら、決定させていただいている、こういうことでございます。

朝岡委員長 はい、阿古委員。

阿古委員 そうすると、当初、これ、仕様書をつくる時の設計事務所というのはかかわってくるんですか、その段階で。というのが、これ、最終的に設計事務所というのは完成するまでが多分、仕事やと思います。当然、業者の方がどういう工事をやったかというチェックしていかなければいけない。単純に図面だけ引くんじゃなくて。そうすると、それに対しての設計事務所というのは、今度は設計事務所がベースとしての設計図は引いてるけども、今度は詳細にわたっての設計図というのは、これは企業が持つてのわけですわね。今の話じゃなくても、提案をさせて、ある一定の部分の変更でもないけども、加わったりしてくるわけですね。そうすると、そのチェックというか、その設計事務所とのかかわりというのはどういうことになるんですか。

朝岡委員長 はい、杉岡副市長。

杉岡副市長 あくまでも、設計業者はその設計に対します基礎的な部分、基準的な部分、お金の算出するためにこれだけのものはこれだけのことをしなさいよという部分の、設計の基準を持っています。しかし、この提案につきましての意見聴取はいたしておりません。それはあくまでも、設計業者から今現在、設計に組み込まれている部分につきましては、担当が十分その辺を意見として聞かせていただきまして、それを上回る提案を評価、加点をさせていただいているというのが現状でございます。設計業者はその中には加わっておりません。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、阿古委員。

阿古委員 それはわかりました。もう一つ聞きたいのは、この最終的に完成するまでの設計事務所とのかかわりというのはどうなっているわけですか。もう仕様書ができて、それで、もうおしまいですというわけですか。通常、申請等は多分、設計事務所がするんですね。いろんな許認可関係の、そういう手続は全部設計事務所がやる。そやから、設計事務所がかかわる、最終はどこまで。そやから、今の話じゃないけども、いや、完成するまで管理というか、そのベースとなる仕様書とは若干変わるでしょうけども、新しい設計図、加わった部分の設計図がこの設計事務所の方に渡って、それで、最終的なところまでも、監督でもないんですけども、そのチェックというのをされるのかどうか。

朝岡委員長 副市長。

杉岡副市長 あくまでも、初めは設計ということになりまして、設計をいただいて、そこで一旦終了

ということです。あとの施工管理につきましては、別の請負ということになっております。

以上でございます。

阿古委員 結構です。

朝岡委員長 よろしいですか。

阿古委員 はい。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

はい、中川委員。

中川委員 ちょっと今回のこの契約ベースで基本的な部分をお聞きしたいんです、単純に。今回のこの法規定による議会に議決を求める、この金額って幾らでしたか。ちょっとその確認だけです。

朝岡委員長 はい、河合総務部長。

河合総務部長 ただいまの中川委員のご質問の磐城小学校の部分の屋内運動場の部分であろうかと思うわけでございます。この部分につきましては、いわゆる議会の議決に付すという額ということになるわけでございますけども、基本的には葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の2条の中で決まっておるわけでございまして、その中に、予定価格が1億5,000万円以上の場合においては、そのいわゆる工事または製造の請負につきましては、議会の地方自治法の96条1項5号にかかります、議決を要しということになっておりますので、予定価格ということになりますので、基本的には今回の磐城小学校に係ります地震補強・大規模改造工事につきましては、予定価格が1億5,645万円で行ったので、1億5,000万円を超えておりますので、それにかかわって、今回、議会の議決を求めているというものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、中川委員。

中川委員 詳しいご説明、ありがとうございます。これを聞かせてもらったのは、私、手元に入札結果公表書、これをもって、それで、逆に余計ちょっと疑問を感じたのが今、部長がおっしゃったのが、予定価格、これ、単純に聞いたら、ああ、そうですかというんですけど、その中でも、この場合、予定価格とおっしゃっているのは消費税込みですね。その公表しているのは予定価格の額には消費税抜きで書いてあるんです。だから、たしか建築の場合、契約は1億5,000万円のはずだけど、ここで1億3,000万円を出しておられると。多分、予定価格1億5,000万円以上のものが、1件1億5,000万円以上のものが契約議決要るのだとあって、その資料を見たときに、1億4,900万円だと。役所のすることに間違いはないと思うけど、再度念押しのためにお聞きしたので、おっしゃった予定価格というのは消費税込みの予定価格ということですね。それだけです。

朝岡委員長 はい、部長。

河合総務部長 あくまでも、議会の議決にかかわる、予定価格と申しますのは、消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ額ということになっておりますので、それが、議会の議決に付す案件ということになっているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

それでは、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第34号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案の採決をいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

それでは、本案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、総務部長。

河合総務部長 それでは、ただいま議第36号で上程になっております平成24年度葛城市一般会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げたいと思います。

今回の補正でございますが、全体では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,656万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ155億6,656万7,000円とするものでございます。分割付託されております総務文教常任委員会において、付託されている部分の項目について、ご説明を申し上げたいと思います。

事項別明細書の8ページ、歳出からご説明を申し上げます。

7款の消防費でございます。常備消防費につきましては23万9,000円の追加となっております。

ます。委託料で無線局の定期検査業務委託料でございます。

次に、非常備消防費でございます。72万6,000円の追加となっております。消防団員の退職報償金でございます。

次に、消防施設費でございます。200万円の追加となっております。負担金補助及び交付金で、地域防災組織育成事業の補助金でございます。

次に、歳入の5ページをお願いいたします。

1款、市税でございます。目では個人でございます。補正額が700万円となっております。現年課税分でございます。

次に、6ページでございます。

19款の諸収入の雑入でございます。補正額は1,298万4,000円となっておりますが、そのうちの消防団員退職報償金収入といたしまして48万4,000円でございます。それから、自治総合センターコミュニティ助成金が200万円となっておりますところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、中川委員。

中川委員 7款、消防費の中の常備消防費、13節、委託料、無線局定期検査業務委託料なのですが、これって、毎年されるものか、また何年か隔年でされるものか、それをお聞きしたいです。

朝岡委員長 はい、岩井消防長。

岩井消防長 おはようございます。消防長の岩井でございます。

無線局の定期検査は電波法第73条第1項及び第4項の規定による検査であり、登録検査事業者が無線設備等の点検を実施し、点検結果報告書を近畿総合通信局に提出するものでありまして、登録検査事業者につきましては、当本部につきましては、パナソニックであります。以上であります。

(「そんなん聞いてると違います」の声あり)

岩井消防長 おおむね5年に1回でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、中川委員。

中川委員 ありがとうございます。今、ちょっと消防長の答弁、私、聞くの、間違たんかと思いついて、それを聞いたかったんが、5年に1回というのはわかっているんですね。そこで、私が思ったんが、定期検査が毎年であれば、上がってくることはない。3年に1回でも上がってくることはおかしいと。嫌みを言います。日ごろの会計を見ておられなかったんで、5年に1回というのがわからなくて、今、わかったんかというような質問になるんですわ。これが昔でいう、近畿電監、電波監理局、ここが抜き打ちに葛城市消防本部に電波状況、問題ありというようなこととか、あるいはまた、抜き打ちの定期点検というような形はおかしいですね。それであって、当たったのであれば、補正はわかるんですが、だけど、5年に1回であれば、予算編成の段階で、電波定期検査というと、来年5年目や、入れとけよという

のが本来でないかという趣旨の質問なんですわ。5年に1回ということで、わかりましたので、もうこれ以上のことは聞きませんので、ありがとうございます。今後、こういうことのないようにお願いしておきます。これは消防本部に限らず、ほかの部署も同じなんですけど、何年に1回とか。毎年はわかるんですわ。だけど、担当がかわったときに3年、特に5年に1回なんて、こういうことはあり得ます。担当の方が退職されるとか、今後、異動されるとかあったときに、5年に1回、あっ、来たというのはありますので、ぜひ、そのときは、特に金額は細かいと思うんですけど、気がついてほしいと思います。

以上です。

朝岡委員長 答弁はよろしいですか。

中川委員 はい、結構です。

朝岡委員長 ほかにございませんでしょうか。

はい、春木委員。

春木委員 済みません。消防施設費の中で、地域防災組織育成助成事業補助金というのがあります。

参考のためにどういう中身を整備されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 はい、菊江課長。

菊江生活安全課長 おはようございます。生活安全課の菊江でございます。

ただいまの春木委員のご質問でございますけれども、これは宝くじの関係事業でございます。コミュニティ助成事業、事業実施主体につきましては、尺土自主防災組織会というところでございまして、今、ご質問の中におきまして、どのようなものを整備したのかというご質問でございますので、申し上げます。携帯無線機、大型炊き出し機、この炊き出し機に係りますバーナー、もう一つ大型炊き出し機とそのバーナー、それから担架ベッド付型2台、レスキューセット2セット、ヘルメット、それから発電機、投光器、コードリール、爪油圧ジャッキ、貯水槽1,000リットル、こういう内容となっております。

以上でございます。

春木委員 ありがとうございます。

朝岡委員長 春木委員、それでよろしいですか。

春木委員 はい、結構です。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号の関係部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

所管事項に移りますので、関係課員以外の皆さんはもうご退席でいいかなと思います。

(理事者退室)

朝岡委員長 それでは、引き続き、本委員会の所管事項の調査案件の審査状況について議案を進めていきたいと思えます。

初めに、葛城市学校給食センターについてでございます。

本件については、現在、基本設計仕様書等についていろいろとご検討をいただいておりますところでございますが、本日は理事者の方から、事業の今後の予定等について説明を願いたい、このように思うところでございます。

はい、中嶋教育部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。

ただいま、委員長からご説明がございました、葛城市学校給食センターについて、現在の私どもの進捗状況でございますけれども、本年度給食センターの設計業務の予算を計上いたしておりますけれども、ただいま先進地の視察を行いまして、その設計業務の進め方と申しますか、設計業務について、ただいま先進地の視察を行っている状態でございます。その中で、考えておることでございますけれども、設計業務と一概に申しまして、先進地を回りましたところ、まず、給食センターについては、厨房設備がまず肝心だということで、厨房設備を決められておられるところがございます。あと、その後に建物の設計ということになるわけでございますけれども、また、別のところでは設計と厨房設備を抱き合わせと申しますか、同時に、と申しますのも、設計する段階で、厨房設備が決まっていることがある程度必要であると申しますか、メーカーによって、厨房設備の大きさも違いますし、どの辺に熱源を持ってくるのですとか水道をどの辺から出したらいいというようなことも、事前に厨房設備が決まっておりましたら、設計が早いと申しますか、そういうこともございますので、そういったやり方をされているところもございます。その辺のことがございますので、ただいま先進地を視察いたしまして、私どもの給食センター建設について、どういった方法が一番適しているか、一番合っているかということで、ただいま調査をいたしておるところでございます。

いつまでも、調査というわけでもございませぬので、今年度中に3月末には設計、実施設計までを終える予定でございますので、できましたら、この8月ぐらいには設計業者の方を今、申しあげました厨房設備も含んだ方がいいかどうかというようなところも決定いたしまして、仕様書等もそれなりに準備して、やっていけたらなというふうに考えております。

それ以後につきましては、以前にも、予定の方を申しておりますように、2年間かけて建設ということで、平成26年度の夏休み前に建物ができまして、その夏休みの間に厨房設備の調理に当たっていただく方の厨房設備の研修をしていただいて、2学期から給食が開始できたらいいなということで、今のところはだまかに考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま、部長の方から、今後の予定を含めた進捗状況の説明をしていただきましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件については、この程度にとどめておきたいと思います。

続きまして、同じく新庄小学校附属幼稚園建替えについての所管の調査事項に移ります。

本件につきましては、閉会中に本委員会を3度開催いたしました。主に幼稚園園舎の建設の位置、正門の場所等について、慎重にまた活発にご議論をいただいたところでございます。前回の委員会、最後にも申し上げましたが、幼稚園の関係者、また現場のご意見を再度、確認をしていただく、このようにお願いをいたしておりました。

本日の午後より、幼稚園関係者一同に会議を開いていただくことになっております。その場所へ先般申し上げましたように、私と辻村副委員長が同席をさせていただくということになっております。そのことについて、理事者からももう少し説明を求めておきたいと思います。

はい、大西教育長。

大西教育長 今、きょう、会議を持たせていただく、こういうことの経緯につきまして、委員長の方からご説明いただきました。いろいろ、これまで幼稚園の建設につきまして、3回、閉会中にいろいろご審議をいただいております。貴重なご意見をいただいております、委員の皆様の方から。そのご意見をもとに、再度、きょう、幼稚園関係者とこういう会議を持たせていただき、幼稚園の意向を確認しながら、よりよい基本構想の私どもとの最終、そういうのを絵をかいていきたいというように思っております。

きょう終わり次第、また近々に委員長には総務委員会の方を持っていただくように、お願いはしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも、いろいろとご審議いただけたらというふうに思っています。どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願ひましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、今、教育長からもありましたように、後日、早急に委員会をもう一度持たせていただきます。

本日の会議の方に行かせていただいて、その結果について、私の方からご報告もさせていただいて、そしてまた、これについて皆様のご意見を賜ってまいりたい。そして、開発事前協議など、今後の進捗状況の影響に及ぼさないよう、本委員会の一定の方向性を進めてまいりたいと、このように思いますので、ご協力のほどをよろしくご願ひを申し上げたい、このように思います。

それでは、本件につきましても、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

ここで、お諮りいたします。所管事項の調査案件である葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、事業の進捗に伴い、今後も随時、委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対して、それぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたい、このように思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、所管事項の調査である葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては議長に対し、今後も閉会中の継続審査の申し出を出したいと思います。

以上で、本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで、委員外議員の発言の申し出があれば、許可をいたしたいと思います。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は早朝から活発なご議論をいただきました。ありがとうございます。外を見てみますと、かなりもう天候も回復をしまいったようでございますが、この6月は梅雨の時期とはいえ、全国的にはもうこの6月の雨量をはるかに超えた降水量が記録されている地域もあるようでございます。従来から、私どもの所管でございます防災等に対しても、この一般質問でもかなりご議論がありましたように、今後も委員の皆様方にはその市民啓発活動も含めて、ご尽力をいただけるようお願いを申し上げます。

また、先ほど、この委員会で、委員会委員の質疑の中で、質疑の要点の中のお話ですが、いわゆる民間企業のお名前を出したということの私の発言に対しては、民間企業の名前を出すなど言っているわけではなくて、ちょっと聞き及びをしておりますと、何か一企業に対して、ご自身の意見が、その会議録を見ようによっては、評価が余りにも低い、高いということになると、ちょっと民間企業に対する考え方が少し、余りにも強過ぎてもなど、こういうふうに思いましたので、ちょっとその辺を入れさせていただいたところでございます。ご理解いただきたいと思います。

今後とも、活発なご議論をいただけますようよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

本日はご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時12分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

朝 岡 佐 一 郎